

平成 28 年 9 月 28 日

## 広島市こども医療費補助条例の修正を強く要望する意見書

～ 県内格差を広げる広島市の子ども医療費補助制度に反対～

広島県小児科医会 会長 桑原正彦（公印省略）

広島市小児科医会 会長 森 美喜夫

安佐医師会小児科部会 会長 西村真一郎

安芸地区医師会小児科 代表 伊達 是志

### 要旨

平成 29 年 1 月から広島市で実施される新しいこども医療費補助制度は、現行の補助対象児の 25% で窓口での一部負担金が増額になり、県内の市町でのこども医療費補助の格差が更に広がります。受診抑制により小さな子どもたちの健やかな成長が侵される可能性があります。また制度設計上の不備がある制度です。現行の所得制限と一部負担金を維持した上で補助対象年齢を拡大するように制度の修正を要望します。

### はじめに

小児科医療機関には、夕方仕事を終えて保育園から子どもを連れて受診される親子がたくさんおられます。小さな子どもは免疫が乏しいために、そして器官が未熟なために頻回に病気にかかります。懸命に子育てをされている若い人たちが安心して産み育てていけるように、社会からの応援が必要と切実に感じます。少子高齢化が急速に進展する中で次世代を担う子どもの健全育成は、社会として重要な課題です。乳幼児医療費補助制度は、経済的な理由によって必要な医療が受けられないことがないよう、支援を行う制度です。乳幼児医療費補助制度は、地方自治体の制度であり、市町村により対象年齢、所得制限、一部負担金額が異なります。

### 理由

広島市は、平成 29 年 1 月から新しいこども医療費補助制度を実施します。未就学児までであった対象を、入院は中学 3 年生までに、通院は小学 3 年生までに拡大しましたが、一方で現行の補助対象児（初診時 500 円、再診時無料）の 25% で窓口での一部負担金が未就学児で 1,000 円（月 2 回まで）と増額、小学 1～3 年生で 1,500 円（月 2 回まで）と高額になります。広島県内の多くの市町では、一部負担金は 500 円です。広島市の資料では、子どもの 1 ケ月の通院

平均日数は 1.7 日ですので、市制度では一部負担金 1,000 円×2 となり、所得制限が同じである県内の多くの市町一部負担金 500 円×2 の倍の負担になります。市町により補助に格差がなく、県内の子どもたちが等しく適切な医療を受けることができ、子どもたちが健やかに成長することを小児科医は望んでいますが、この度の広島市の制度では県内の格差が広がります。全国的に子育て支援策として対象年齢の引き上げや無料化が進んでいます。他の政令指定都市 19 市の子ども医療費補助制度は、2015 年時点で対象年齢は中学 3 年までが多く、所得制限なしが 11 市もあり、一部負担金なしは 8 市で、一部負担金の最高額は札幌市の初診時 580 円です。広島市のこども医療費補助制度の一部負担金は、全国の政令都市の中で一番高額になります。

乳幼児は病気に罹り易く、小児科・内科受診のみではなく、中耳炎・鼻炎、皮膚炎、結膜炎などで複数の医療機関にしばしば受診が必要です。慢性中耳炎、アトピー性皮膚炎、気管支喘息など長期に渡る医療が必要な児も多くいます。一部負担金が高額であると受診抑制に繋がり、小さな子どもほど健康、生命が侵される可能性があります。

全国に例のない二段階の所得制限を設けているため、一般市民に分かりにくい制度です。

また、医療機関の処方には院内処方と院外処方の 2 つがありますが、広島市の新しい制度では、院内処方と院外処方でも窓口負担が異なるケースが生じ、公的補助制度として不公平であり、この制度は設計上に不備があります。

平成 28 年 6 月と 9 月にこども医療費補助制度に関して広島市行政と広島市の医師会・各医学会との説明・意見交換会が開催されましたが、意見は平行線でした。

## 結語

以上、国内で最も高額な一部負担金がかかる広島市のこども医療費補助制度は政令都市の中で最悪の条件になります。広島県内での格差が広がり、こどもを大切に、子育てしやすい広島のイメージに反するものです。また、広島市の対応は県内全域の子ども医療に影響する可能性があります。広島市のこども医療費補助制度を公平で、かつ負担増のない制度への修正を要望します。